

安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主のみなさんへ

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止し、より安全で快適に暮らすために、建築主のみなさんは次のルールを知っておきましょう。

▶ 工事監理者を定めましょう

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止するために、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをすることが重要となります。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認する重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を定めてください。

▶ 完了検査を受けましょう

工事が完了したときには、建築主は完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎25-1140

熊谷建築安全センター（熊谷県土整備事務所内）

☎048-533-8776

狭あい道路の拡幅整備を推進しています

狭あい道路は、私たちが日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。市では平成18年に「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、市民のみなさんのご協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

▶ 狭あい道路沿道のみなさんへ

建物や塀の新築・建替え等の際は、次のどちらかの道路後退部分の手続きを必ず行ってください。手続きをさせていただくと、市が道路後退部分の整備と維持管理を行います（後退済みで手続きを行っていない場合はご相談ください）。

① 道路後退部分を分筆登記し、市に寄附する。

※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15万円の補助金を交付する制度があります。

手続窓口：道路管理課（市役所2階） ☎25-1135

② 道路後退部分を公共用道路として無償使用することの承諾書を提出する。

※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

手続窓口：建築開発課（市役所2階） ☎25-1140

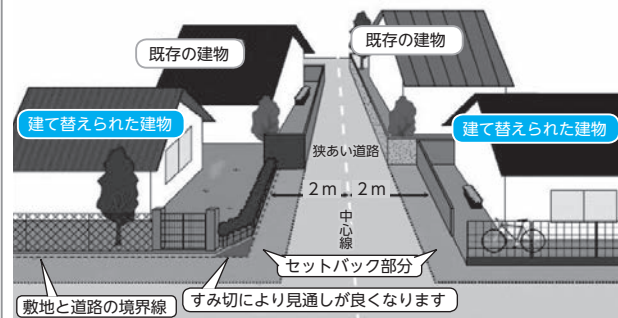
※本庄市立地適正化計画に定める居住誘導区域で、道路後退用地内の古い建物等の除却等に対する補助制度（上限50万円）があります。詳細は、道路管理課へお問い合わせください。

▶ すでに道路後退が済んでいるみなさんへ

過去に道路後退した部分に塀を再度設置したり、プランターなどを置いたりすると、災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすこととなります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路とは・・・

幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。その中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退（セットバック）が必要となります。



狭あい道路のセットバックイメージ

市民後見人養成講座の参加者を募集

★本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755

市民後見人とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の生活を、身近な立場で支援する市民による後見人です。成年後見制度や市民後見人の基本を学び、熱意と責任を持って市民後見人として活動していただく方を養成する講座を開催します。なお、事前説明会で受講者選考の説明を行います。

日時 9月25日(水)から10月25日(金)までの毎週水・金曜日 全10回 午前10時～午後3時

会場 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫2階

対象 次の条件をすべて満たす方

- ①20歳以上（平成31年4月1日現在）の市内在住・在勤者
- ②成年後見制度及び地域福祉活動に理解と熱意のある方
- ③市民後見人として活動する意思があり、原則全日程に参加できる方

定員 15名（選考あり）

費用 無料（テキスト代5,875円が必要です）

事前説明会

日時 8月23日(金) 午後1時30分～3時

8月28日(水) 午前10時～11時30分

会場 (両日) はにぼんプラザ活動室C

※どちらか1日の参加を必ずお願いします。事前説明会への申し込みは不要です。

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設 指定管理者を募集

★児玉郡市広域市町村圏組合総務課 ☎27-2241

▶ 施設の概要

名称 児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設

所在地 本庄市東五十子167番地3

設置時期 平成12年5月1日

施設概要 構造：鉄筋コンクリート造3階建

敷地面積：4,913.6㎡ 延床面積：4,265㎡

施設内容：温水プール（25mプール5コース、幼児プール、シャワー室、採暖室、救護室、見学者ホール）、浴室1・2（泡風呂、ジェット風呂、水風呂、薬湯風呂、ミストサウナ、遠赤外線サウナ、露天風呂）、部屋等（大広間140畳舞台付、和室20畳×3室、リラクゼーションラウンジ、厨房）

▶ 指定管理者が行う業務

- ①余熱利用施設の利用許可に関する業務
- ②余熱利用施設の利用に供する業務
- ③余熱利用施設の利用に係る料金の収受に関する業務
- ④余熱利用施設の維持管理に関する業務
- ⑤上記に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上、管理者が特に必要と認める業務

▶ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

▶ 募集要項等の配布期間

8月1日(水)～23日(金)（土・日曜日・休日を除き、午前9時から午後4時30分まで）

※募集要項等（申請書等は除く）は、ホームページ（<http://www.kodamakouiki.jp>）からダウンロードできます。

▶ 現地説明会 8月26日(月)

▶ 申請

9月5日(水)から20日(金)まで（土・日曜日・休日を除く）の午前9時から午後4時30分までに、事前に電話のうえ直接下記へ

※申請の際は、申請書等の書類の確認を行います。

▶ 募集要項等の配布場所・申請書の提出先

〒367-0024 本庄市東五十子151番地1

児玉郡市広域市町村圏組合総務課